平成２２年（フ）第１４８２６号
東京都品川区東品川４丁目６－７－111
債務者　須藤　直人
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１９６号
北海道岩内郡岩内町字万代１番地の４
破産者　有限会社ホテルうきよ
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部
平成２２年（フ）第１０２号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林595番地15
破産者　有限会社丸石電機
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２１年（フ）第９０５号
千葉市若葉区みつわ台２丁目11番８号　プレステージ303号、開始決定時の住所千葉市中央区港町13番30号
破産者　大河内繁一
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第３０号
千葉県船橋市芝山５丁目21番７号
破産者　菅井　　薫
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１３１号
千葉市花見川区花見川８番７棟103号
破産者　高橋　省太
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第３４２号
千葉県船橋市楠が山町69番地25
破産者　井戸　　猛
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第５８８号
千葉県船橋市行田２丁目６番９－802号
破産者　鴻野　信重
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第６６号
神奈川県厚木市旭町５丁目42番30号
破産者　マイクロシステム株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２１年（フ）第３５５５号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1201番地の３
破産者　有限会社志の島南店
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第３８３４号
名古屋市緑区大高町字杁前48番地の１
破産者　株式会社日進合成樹脂工業所
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１４５号
名古屋市守山区小幡３丁目７番３号
破産者　有限会社エム・アンド・ジョイ
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１２９７号
愛知県瀬戸市美濃池町94番地の９
破産者　有限会社トーカイライン
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第７６４号
京都府木津川市兜台５丁目１－13－12－202
破産者　株式会社ビバーチェ・メディア
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第４２００号
大阪府大阪市中央区久太郎町３丁目１番４号、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉佐野市上之郷2236番地
破産者　シオタニ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第４２０１号
大阪府泉佐野市上之郷2290番地
破産者　シャトル運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第２０７３号
大阪府八尾市南亀井町２丁目３番18号
破産者　株式会社エムシーオン
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３４１号
大阪府岸和田市春木中町５番26号、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市春木若松町５番９号
破産者　株式会社樹都
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２２年（フ）第３７３号
神戸市灘区琵琶町３丁目５番10号
破産者　神戸中央交通株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部
平成２２年（フ）第２８４号
高知市中須賀町232番地２
破産者　有限会社カイセイ
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係
平成２２年（フ）第１７９号
静岡県浜松市東区中野町3313番地
破産者　株式会社静松サービス
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２２年（フ）第２３７号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町56番地
破産者　株式会社エヌディケー
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係